

**地域の人と農地の問題
を解決しませんか？**

**地域の皆さんで話し合って
農地中間管理機構
を活用しましょう**



米沢市農政課・農業委員会事務局

農業者の皆さんにお聞きいたします。

○ **あなたの地域で、次のような
課題を抱えていませんか？**

- ✓ リタイアする農家の増加や、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手はとても少ない。
- ✓ 遊休農地が増えてきている。
- ✓ このままでは、地域農業の将来は大変なことになる。

○ **また、あなた自身の経営を
今後どうしていくおつもりですか？**

- ✓ 農地を貸したいが、貸す相手がみつからない。
- ✓ 後継者の見込みがないので、自分で耕作できるうちは農業をやるが、その後のことは考えていない。
- ✓ 農地の受け手となり、規模を拡大したいが、なかなかうまくいかない。
- ✓ 分散している農地をまとめたいが、なかなかうまくいかない。

農業者の皆さん、

○ 皆さんと同じように

「人と農地の問題」を抱えた地域の中には、
その**解決への取組を進めた地域が**
全国各地で**着実に増えてきています。**

○ そのような地域がたどったステップは、

一つ目、**危機感の共有**

二つ目、**徹底した地域の話合い**

三つ目、**農地中間管理機構の活用** です。

○ 三つのステップは、先進的な地域だけが取り組める特別な手法ではありません。

地域の皆さんで手を取りあえば 歩んでいける取組です。

三つのステップを是非ご確認ください。

一つ目、危機感の共有です

○ 解決を進めた地域でも、次のような状態から始まりました。

(1) 地域農業の将来は不安。

- ・ 高齢者が多く若手農業者がほとんどいない
- ・ 農地を安心して任せられる担い手がとても少ない
- ・ 遊休農地が増えてきている

(2) 一方で、自身の農業経営について、具体的な考えは固まっていない。

- ・ 高齢であり近いうちに農業から引退すると思うが、その後のことは考えていない
- ・ 遊休農地があるが、その解消までなかなか手が回らない

(3) いわば、総論と各論がミスマッチを起こしています。

○ このままでは地域の人と農地の問題解決は進みません。

地域農業の将来への危機感を地元の皆さんで共有し、行動を起こすこと、それこそが解決への第一歩です。

○ しかも、遊休農地を放置していると、固定資産税が重くなります。逆に農地中間管理機構に貸すと従来より軽くなります。

※ 遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとしております。この勧告を受けた農地は、固定資産税が通常の約1.8倍になります。
また、所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間固定資産税が1/2に軽減されます。

○ いまこそ、地域の皆さんで危機感を共有し、人と農地の問題解決に向けて話し合いを行ってみませんか？

危機感を共有できたら、
二つ目、徹底した地域の話合いです

二つ目、徹底した地域の話合いです そして、その成果をまとめるのが 「人・農地プラン」です

○ 「話し合い」の始め方

- (1) 担い手である農業法人・認定農業者・新規就農者等、農地の貸し手である農地持ち非農家・高齢農家等を含め、多くの方に参加してもらいましょう。
市町村や農業委員会と連携して始めるとよいでしょう。
- (2) 地域の人と農地の問題を解決するための方法について話し合しましょう。

- ✓ 地域の将来の担い手は十分いるか
- ✓ 担い手が十分いない場合、どうやって担い手を確保するか
- ✓ 担い手にどうやって農地利用を集積・集約化していくか ←
- ✓ リタイアする人は、農地をどうしたらよいか ←

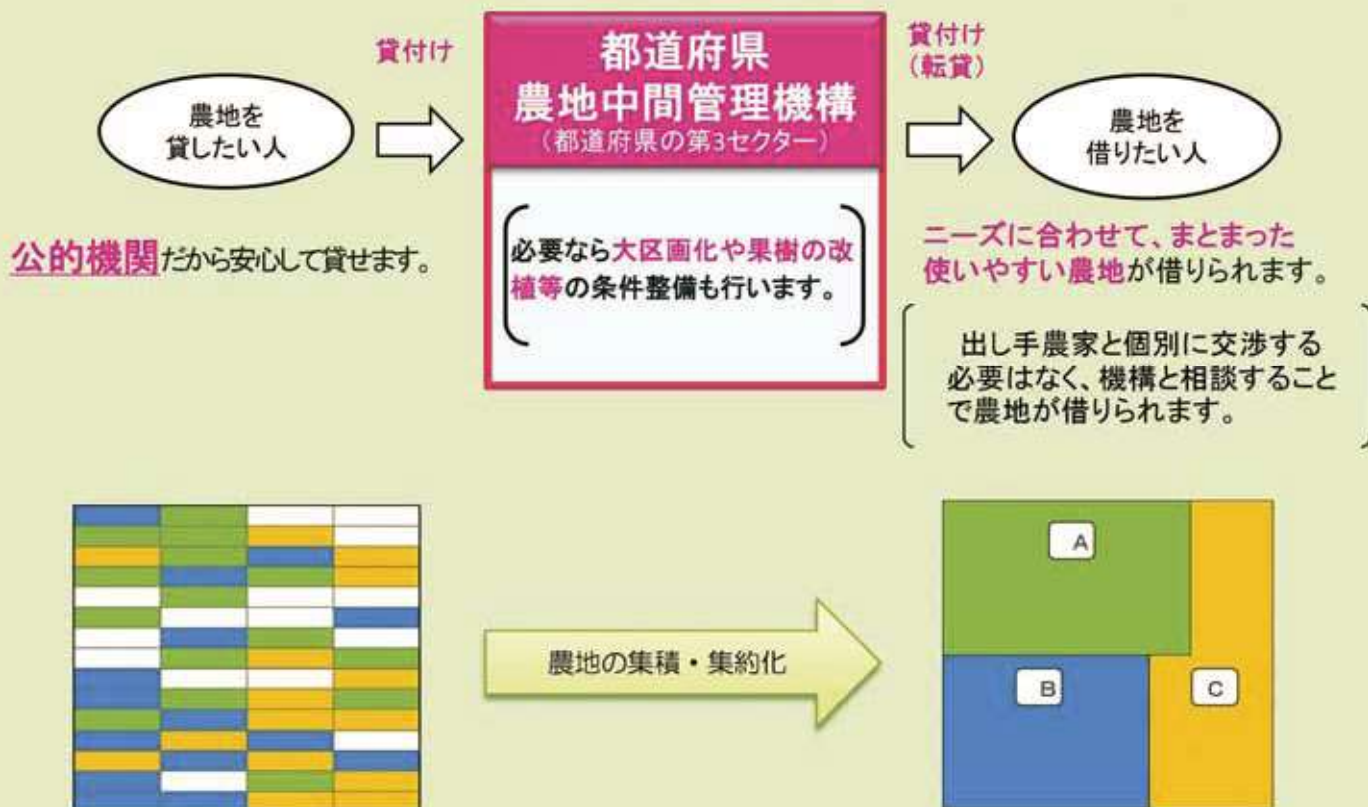
農地中間管理機構
がお役に立ちます

- 話し合いの成果は、市町村が皆さんと協力して「人・農地プラン」としてまとめます。それは、具体的な「未来の設計図」です。
- 「人・農地プラン」は一度作っておしまいではありません。
毎年、人は歳をとります。農地の状況も変わります。
毎年、皆さんで話し合う機会を持ち、ぜひプランをよりよいものに見直しましょう。
- 農地の貸し借りで担い手に農地利用を集積・集約化する際には、農地中間管理機構の出番です。

三つ目、農地中間管理機構の活用
については次のページです

三つ目、農地中間管理機構の活用です

○ 機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



○ 機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・ 賃料は確実に支払われます。
- ・ 遊休農地になる心配ありません。
- ・ 転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります。

○ 機構はこのようなときに活用できます。

リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら・・・
遊休農地を解消したいな! と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな! と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にしてまとめて転貸します。

- **地域ぐるみで機構を活用することで、地域の理想的な農地利用が実現しやすくなります!**
- **機構を通じた取組を後押しするための支援措置も用意しています。**

- 1 農地中間管理機構へ農地を貸し付けた方に対する支援
- 2 地域の中心的な経営体となる方に対する支援
- 3 農地整備事業と連携した担い手への集積・集約化の推進

- **皆さん、人と農地の問題解決のため、
地域で危機感を共有し、
徹底した話し合いを行い、
地域農業の将来像を描き、
その実現のために
農地中間管理機構を活用しましょう!**

- **まずは、
市町村、農業委員会 等**

にご相談ください。

取組を後押しするための支援措置

支援措置は令和4年度の内容となります。各支援措置の詳細については農政課までお問合せください。

1 農地中間管理機構へ農地を貸し付けた方に対する支援

(1) 地域集積協力金・経営転換協力金の交付

人・農地プランに基づく地域の話合いにより農地中間管理機構（以下、「機構」という。）へまとまった農地を貸し付けた地域や、農業部門の減少・リタイアを目的として、機構へ全ての自作地を10年以上の期間貸し付けた方へ協力金を交付します。

①地域に対する協力金（地域集積協力金）

交付単価 一般地域 最大 2.8万円／10a
中山間地域 最大 3.4万円／10a

②個人に対する協力金（経営転換協力金）

交付単価 令和4年度～5年度 1.0万円／10a（上限額 25万円／1戸）

※経営転換協力金は令和5年度までの支援措置となります。また、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

(2) 固定資産税における課税軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を新たに機構へ10年以上の期間貸し付けた場合、当該農地（ただし、所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く。）に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。なお軽減措置は、新たに貸し付けた翌年度に納付する固定資産税から適用されます。

軽減期間 15年以上の期間で貸し付けた場合 5年間
10年以上の期間で貸し付けた場合 3年間

2 地域の中心的な経営体となる方に対する支援

(1) スーパーL資金における実質無利子化のための金利負担軽減措置

日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金において、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子（上限2%）となる制度があります。

ただし、国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱い額に限りがあります。

○金利負担軽減措置の概要

対象者 実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている認定農業者等
対象事業 農地等の取得・造成、機械・施設の取得、改良・造成等、長期運転資金
対象期間 貸付当初5年間（6年目以降は通常の利息となります。）
対象限度額 個人 3億円 法人 10億円

(2) 農業用機械・施設の導入支援

(農地利用効率化等支援事業、元気な地域農業担い手育成支援事業)

実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている方や農業者団体、新規就農者などが実施する農業用機械・施設の導入を支援します。

○農地利用効率化等支援事業の概要

対象経費 融資を活用して取得する農業用機械・施設の導入に係る経費

補助率 事業費の3/10以内(補助額上限300万円)

○元気な地域農業担い手育成支援事業の概要

対象経費 地域農業の生産性向上や自身の経営発展を図るために取得する農業用機械・施設の導入に係る経費

補助率 事業費の1/2以内(補助額上限400万円もしくは200万円)

(3) 荒廃農地の再生支援(やまがた「人・農地」リニューアル事業)

実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている方や新規就農者が荒廃農地を借り受けて実施する再生作業に係る経費に対して支援します。また、再生された農地における営農定着に向けた取組に対して支援します。

○やまがた「人・農地」リニューアル事業の概要

対象経費 ①障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等
②再生農地における営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み等

補助率 事業費の1/2以内(補助額上限100万円)

(4) 新規就農者の経営安定支援(経営開始資金)

実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている新規就農者や機構から農地を借り受けている新規就農者の就農直後の経営確立のため、経営開始資金を交付します。

※令和3年度までの農業次世代人材投資資金(経営開始型)の後継事業となります。

○経営開始資金の概要

交付対象者 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者

交付金額 年間150万円

交付期間 最長3年間

3 農地整備事業と連携した担い手への集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化を推進するため、機構が借り受けた農地を対象に県が行う区画整理を支援するとともに、農地中間管理事業の重点実施区域において実施する簡易な基盤整備を支援します。

①農地中間管理機構関連農地整備事業

機構が借り受けた農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が実施する区画整理を支援

②農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域において、区画拡大や暗きょ排水などの簡易な基盤整備や高収益作物の導入に必要な取組を支援

農地中間管理機構へ農地を貸したい ～お申込みの前に知っておきたいこと～



①

貸付け期間は**原則 10 年**です。受け手への転貸については、**やまがた農業支援センターに一任（白紙委任）**となります。



②

貸付けする農地は**相続登記が終わっていますか**。
未相続の農地（共有地）の場合は、あらかじめ相続人で協議のうえ、**相続の手続きをお済ませください**。



③

貸付けする農地は**市街化区域以外の農地**ですか。
市街化区域内の農地は、**機構を利用できません**。



④

貸付けする農地は**地図（公図）とあっていますか**。
農地の形状と筆界が異なる場合、**機構を利用できません**。

農地中間管理機構から農地を借りたい ～必ず守って頂きたいこと～



借受けする農地は必ず**自作**しなければなりません。
機構から借受けされた農地は、**借受け者自ら経営することを前提**としています。
特に機構から法人が借りた農地についても、**法人自らが経営（耕作）することなく
他者に特定作業委託することはできません**。

公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業規程より
（農用地等の利用状況の把握等）

第 21 条

センターは貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、農用地等の貸付けを行った者に対し、当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量（法第 18 条第 5 項第 4 号に規定する者にあつては、次に掲げる事項）を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。

一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積及び生産数量



農地中間管理機構に関する問い合わせは**農業委員会事務局**まで



畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)にご加入の皆様へ「**重要なお知らせ**」

令和5年産から交付単価が

免税事業者向け単価と**課税事業者向け単価**

に分かれます。

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

免税事業者向け単価を申請する方は、
令和5年度の交付申請から
2年前の確定申告書等の提出**が必要です！**

※収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

◇ 免税事業者向け単価の適用者は、

消費税の**免税事業者**

◇ 課税事業者向け単価の適用者は、

① 消費税の**課税事業者**(簡易課税事業者含む)

② 組織として確定申告していない集落営農



1. 提出する書類について

【消費税の免税事業者】

- (1) 個人の方は、2年前の**確定申告書B(写)**及び**青色申告決算書(写)**又は**白色申告収支内訳書(写)**の**農業所得用**等
- (2) 法人(人格なき社団含む)の方は、2期前の**各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)**(写)等
- (3) 個人で営農開始2年以内の方は、**個人事業の開業・廃業等届出書(写)**等
- (4) 法人で設立初年度の方は、**法人設立届出書(写)**等
- (5) 法人で設立2期目の方は、**法人設立届出書(写)**等及び初年度の**各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)**(写)等

【消費税の課税事業者】提出する書類は、これまでと同じです。

各書類は、原則、**税務署の受付印**が押印されたものを提出してください。



農林水産省

2. 書類提出の期限等について

(1) 提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。なお、交付申請書には消費税の課税状況について記載（自己申告）する項目があるので、必ず記載してください。

(2) その他注意事項

免税事業者向け単価適用の要件を満たしていることが確認出来ない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

3. ゲタ対策（数量払）交付単価に係るQ&A

Q1. 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすれば良いのか？

⇒ マイナンバーカードがある方は、お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、e-Taxから確定申告書等のPDFファイルを取得し、ダウンロード・印刷の上その写しを提出してください。

マイナンバーカードが無いなどe-Taxを利用できない方は、確定申告を行った税務署で再発行手続き（開示請求）を行ってください。

ただし、再発行まで1ヶ月程かかるため、提出期限に間に合うよう早めの手続きをお願いします。



Q2. 消費税の免税事業者であることは、どの時点の状況で判断するのか？

⇒ 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

Q3. 免税事業者であることの基準は何か？

⇒ 2年前の課税売上が1千万円以下であることです。

Q4. 集落営農（任意組合）は、なぜ課税事業者向け単価なのか？

⇒ 組織としての売上額を確認することができないからです。

Q5. 2年前に所得48万円以下等で確定申告していない場合、どのような扱いとなるのか？

⇒ 市民税の申告書等により、2年前の収入額を確認することができれば、免税事業者向け単価が適用されます。



この他に何かご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

最寄りの農政局県拠点にお問い合わせください。

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル



サア

ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策

検索

■ 本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、

農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ



ナラシ対策の運用について

～ 米について事前契約等を要件化 ～

1 運用見直しのポイント

需要に応じた米生産を後押しするため、**令和4年産から、ナラシ対策の対象農産物である米**についても、具体的な出荷・販売予定に従って**計画的に生産したもの**が補てんの対象となります。

ナラシの補てん対象となる米（主食用）

※ **赤字部分**を追加

（１）ＪＡ等の集出荷業者へ出荷・販売する米

- ・ **6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、**
翌年3月末までに出荷又は販売したもの

（２）実需者等へ直接販売する米

- ・ **6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、**
翌年3月末までに販売契約を結び、販売の対象としたもの

※ ナラシ対象農産物のうち、麦と大豆は、既に、播種前契約に基づき出荷・販売したものが補てんの対象。

2 運用見直しに伴う手続きの変更点

【変更点①】

米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「**出荷・販売契約数量等報告書**」の**提出**が新たに必要となります。

【変更点②】

積立金の納付期限は、7月31日から**8月31日**になります。

加入申請から補てん金交付までの流れ



注) 加入申請時に、ＪＡ等との出荷・販売契約や実需者等への直接販売計画の数量を報告する必要があります。（詳しくは次ページ参照）

（参考）「出荷・販売契約数量等報告書」の記載例

令和4年産

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

申請者 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、名称及び代表者の氏名 〕

[illegible]

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

地域等区分	出荷・販売先名	当年度の 契約数量
〇〇県	〇〇農協	〇〇 kg
〇〇県	△△商店	△△ kg
〇〇県	□□商店	□□ kg

注) 契約数量を確認できる書類（出荷契約書、販売契約書の写し等）を添付してください。

2 1 以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

[illegible]

注1) 販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。

注2) 販売先として「④その他」を選択する場合は、() を付して仕向先を記入してください。(例: ④ (醸造所))

注3) 当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ生産翌年3月までの販売対象数量を記入してください。

3 合計 (1 + 2)

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
〇〇県	〇〇 kg
	kg

(1) J A等の集出荷業者へ出荷・販売する米

出荷・販売契約を締結した
集出荷業者名を記入してください。

出荷・販売先ごとに、当年産の
契約数量（単位：kg）を記入して
ください。

注) 出荷契約書、販売契約書の
写し等を添付してください。

(出荷・販売先から、別途一覧表
で提出がある場合は添付不要)

(2)実需者等へ直接販売する米

販売先の区分について、該当する
番号（①～④）を記入してください。

※「④その他」を選択する場合は、
（ ）を付して仕向先を記入してく
ださい。【例】④（醸造所）

当年産について、販売先の区分ごとに、翌年3月末までの販売予定数量を記入してください。

前年産について、販売先の区分ごとに、生産翌年3月末までの販売実績数量を記入してください。

Q&A

Q：生産翌年3月末までの出荷・販売実績が、加入申請時（6月末）の契約・計画数量と異なる場合、どこまでがナラシの対象となるか。

A：当面の間、以下のとおりとします。

1 JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

⇒ 原則、出荷・販売先ごとに、加入申請時（6月末）の契約数量が上限となります。
ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、そのことが
書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。

2 実需者等へ直接販売する米

⇒ 実需と結びついていると見なし、実際の販売数量が対象となります。

【お問合せ先】 東北農政局山形県拠点

☎ 0 2 3-6 2 2-7 2 4 7

米沢地域農業再生協議会(米沢市農政課内)

 0 2 3 8-2 2-5 1 1 1

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の事故にあった

輸出したが為替変動で大損した

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※現行は、加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績で加入できるよう検討しています。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようになっています。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

●保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

●農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

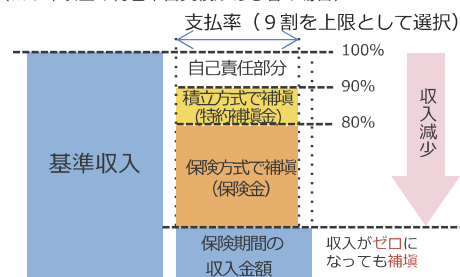
※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の補填が受けられます。

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

➡詳しくは次のページへ！

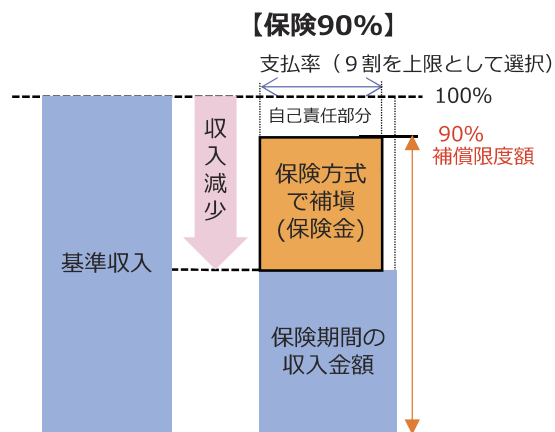
保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！ 保険方式の補償限度は、基準収入の85%、90%から選択できます。

保険での補償を充実する新たなタイプ

- 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、**保険のみで9割まで補償するタイプ**を令和6年から実施できるよう検討しています。
- 具体的には、**保険方式のみの補償**で、**補償限度額を基準収入の90%**とするものです。（保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。）
- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。（保険料は8.5万円より高くなります。）

※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、**保険料については経費として損金算入**できるため、**所得税・法人税軽減**の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**翌年以降の契約を継続する特約（自動継続特約）**をする方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

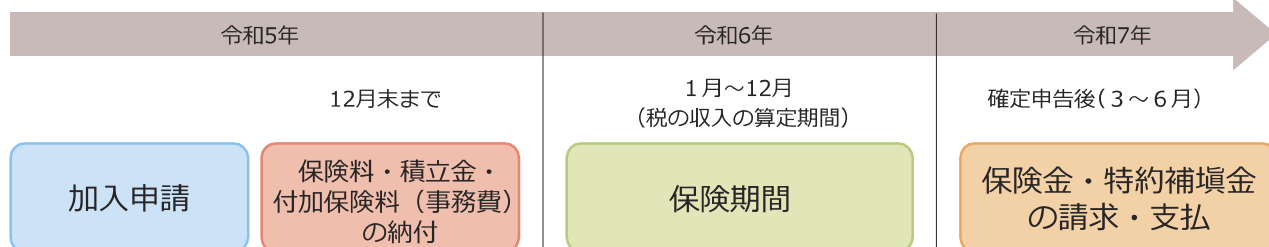
	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
（最終の納付期限は保険期間の8月末）

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2023.1)

春先の強風に備えて

育苗ハウスを 守りましょう！

水稻育苗ハウスの被覆期間 3～5月は事故が多発！！

育苗ハウスの被覆は短期間ですが、この時期は春先の強風や季節外れの大雪等により、県内でも多くの被害が発生しています。

3～5月の被害棟数・支払共済金
(山形県)



おすすめポイント①



安い掛金で大きい補償

掛金は被覆月数が加味されます。
2か月被覆の育苗ハウスの場合、
掛金は通年被覆の約6分の1！

100㎡の新築ハウスの場合、
年間の掛金はわずか
800円ほど！



※条件により異なります。
裏面の「掛金等の目安」もご覧ください。

おすすめポイント②



冬期間の事故も安心

大雪により、パイプの倒壊も多数発生しています！被覆期間だけでなく、被覆していない本体のみの事故も補償されます。

補償期間(1年間)

未被覆期間 被覆期間 未被覆期間

※栽培終了後に本体を撤去する場合は、
設置期間に応じた短期加入となります。

特約の追加で より手厚い補償に

〳 施設の再建に役立つ特約の追加をぜひご検討ください！ 〳

小損害不填補 1 万円特約

通常は、組合で算定した損害額が 3 万円を超える場合に共済金支払対象となりますが、特約をつけることで、1 万円を超える小規模の損害から対象になります。

付保割合追加特約

通常は 8 割が上限である付保割合（補償割合）を、9 割または 10 割まで引き上げることができます。

復旧費用特約

本体を修復または建替した金額が時価額部分の被害額を超えた場合、本体再建築価額を上限として、復旧費用を上乗せしてお支払いする特約です。

撤去費用特約

事故に伴い、ハウス本体の解体や廃材の撤去・処分を行った場合、時価額部分の共済金に加え、撤去費用を上乗せしてお支払いする特約です。

掛金等の目安

育苗ハウス

本 体：㎡あたり 3,650 円
被覆材：PO フィルム（㎡あたり 625 円）

付 保 割 合：8 割

共済責任期間：12 ヶ月（2 ヶ月被覆）

設置面積 100㎡

設置面積 300㎡

加入内容		掛金等 (補償金額) 円	掛金等 合計 円	特約なし との差額 円	共済金額 (補償金額) 円	掛金等 合計 円	特約なし との差額 円
設置後 1 年未 満	特約なし	398,500	809	—	1,195,500	2,430	—
	小損害不填補 1 万円特約	398,500	813	4	1,195,500	2,444	14
	小損害不填補 1 万円特約 + 付保割合追加特約(10割)	498,125	1,217	408	1,494,375	3,660	1,230
(本 体 時 価 現 有 率 5 0 %)	特約なし	252,500	513	—	757,500	1,539	—
	小損害不填補 1 万円特約	252,500	515	2	757,500	1,548	9
	小損害不填補 1 万円特約 + 付保割合追加特約(10割)	315,625	771	258	946,875	2,317	778
	復旧費用特約 + 小損害不填 補 1 万円特約 + 付保割合追 加特約(10割)	498,125	1,040	527	1,494,375	3,126	1,587

- 上記は新規加入の場合の一例です。実際の掛金は施設の設置年数や大きさ、被覆材の種類、適用される掛金率等により異なります。
- 育苗ハウスのほか、野菜や花の通年被覆ハウス、おとう雨よけハウス等についても随時加入が可能です。詳しくはお気軽に下記へ問い合わせください。

お問い合わせはお近くの **NOSAI**(農業共済組合)へ

置賜支所 〒992-0002 米沢市窪田町矢野目 3668 番地の 3
☎0238(37)5705 (果樹園芸課)



山形県農業共済組合

本 所 〒994-8511 天童市小関 1333 番地
☎023(656)8978 (園芸部)



～予期せぬ災害に備え加入しましょう～

加入方式	品質方式 (9・8・7割補償)	全相殺方式 (9・8・7割補償)	半相殺方式 (8・7・6割補償)
加入要件	本地面積の合計が10a以上で水稻を作付していれば加入できます(全耕地加入となります)		
	概ね全量を出荷し、いずれかの方法で原則過去5年間の 収穫量が把握できることが要件となります		
	1. JA等の売渡受託業者の出荷 証明により、用途別に品種・等級 ごとの収穫量が把握できる	1. JA等の乾燥調製施設の計量 結果で収穫量が確認できる	
	2. 青色申告書等で用途別に品 種・等級ごとの収穫量を提示で きる	2. 乾燥調製(ミニライスセン ター)の受託者から収穫量の証 明が得られる 3. 確定申告書等で収穫量を提 示できる	
申込期限	5月15日		
補償期間	本田移植期(直播栽培については発芽期)から収穫するまでの期間		
対象災害	全ての気象災害・病虫害・鳥 獣害・火災による減収および 品質の低下	全ての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災	

10a当たり掛金(掛金の50%を国が負担します)

単位:円

加入方式		品質方式 (9割補償)	全相殺方式 (9割補償)	半相殺方式 (8割補償)
10a (単位円) ※	用途	主食用	主食用	主食用
	補償単価 (1kg当り)	205	211	211
	共済掛金 標準率	1.308%	1.161%	0.623%
	掛金	724	661	315
	賦課金	240	240	240
	農家負担計	964	901	555

※基準単収が600kgの場合で、令和4年産「一筆半損特約」を付した掛金率、各方式の最高位の補償割合・補償単価で計算しています(ほかの補償割合等の掛金については組合にお問い合わせください)

※品質方式の主食用米については令和4年産はえぬき1等米の補償単価で計算しています

☆地域インデックス方式

農林水産省が公表する統計単収を基礎として、市町村ごとに一律の共済金が算定される加入方式(9・8・7割補償)です

☆一筆半損特約

一筆だけでも5割以上の減収がある場合に、共済金をお支払する仕組みです(加入時の選択により付加することができます)



山形県農業共済組合 置賜支所

〒992-0002

山形県米沢市窪田町矢野目3668番地の3

電話(代表) 0238(37)5700

フリーダイヤル 0120(882)637

令和5年度 米沢市標準賃金・賃借料情報

標準農作業賃金・機械利用料

標準賃金		1日当り (円)	1時間当り (円)	機械利用料		金額 (円)	備考
作業別				作業別		消費税込み (消費税別)	
一般作業		7,200	900	ハーベスター		11,000 (10,000)	10アール (籾袋含む)
田植及び稲刈作業		7,200	900	コンバイン		20,570 (18,700)	10アール (結束は10%増・運搬含む)
果樹	剪定	11,000	1,380	籾乾燥	生乾	1,540 (1,400)	玄米60kg当り (仕上げ乾燥)
	一般作業	7,200	900		半乾	990 (900)	
	収穫	7,200	900				
機械利用料		金額 (円)		作業別		消費税込み 消費税別	備考
トラクター	耕起	6,600 (6,000)	10アール	籾		880 (800)	玄米60kg当り
	代掻	8,140 (7,400)	10アール (2回仕上げ)	色彩選別		660 (600)	玄米60kg当り (機械使用料のみ)
	耕起(畑)	9,790 (8,900)	10アール (2回仕上げ)	土壌改良資材散布		1,320 (1,200)	10アール (運搬含む)
耕運機	耕起	9,240 (8,400)	10アール (2回掛け)	堆肥散布		6,050 (5,500)	10アール (積込み含む)
水稻育苗		935 (850)	稚苗・中箱1箱(種子代含む) 予備苗は440円(400円)	畔塗		2,750 (2,500)	100m当り (片側)
機械田植		8,360 (7,600)	10アール (運搬含む)	大豆・そば刈取脱穀		11,000 (10,000)	10アール (運搬含む)
側条施肥田植		9,020 (8,200)	10アール (運搬含む・肥料除)	麦刈取		13,860 (12,600)	10アール (運搬含む)
バインダー		8,800 (8,000)	10アール (結束紐含む)	牧草	刈取	1,650 (1,500)	10アール (トラクター・オペレーター付)
					反転	528 (480)	10アール (トラクター・オペレーター付) (1回当り)
					集草	748 (680)	1ヶ当り
					梱包	209 (190)	1ヶ当り

- 備考1 標準農作業賃金の実労働時間は、1日8時間とします。
- 2 機械利用料は、整理地を基準としており、未整理地や10アール未満等の農地条件の悪い所については、15%～20%の割増とします。
- 3 機械利用料の金額は、上段が消費税(10%)込み、下段カッコ内が消費税別となっています。

この標準農作業賃金・機械利用料は、目安として設定したものです。
これを参考に、農地・労働条件等を十分考慮のうえ、当事者間の話し合いで決定してください。

米沢市農業委員会 (☎22-5111 内線5602～5604)

農地賃借料情報は次ページです

農 地 賃 借 料 情 報（水田）（10アール当り）

農地区分	共済組合 基準単収 (kg)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆)
A 地 域	540 以上	12, 400	20, 000	4, 500	658
B 地 域	480~540	12, 100	17, 000	5, 000	99
C 地 域	420~480	—	—	—	—
D 地 域	360~420	契 約 実 績 な し			

- 備 考
- 1 令和4年1月1日から令和4年12月末日までに締結された貸借における賃借料は、上記のとおりです。（なお、賃借料の水準を算出するにあたり、特殊な取引とみなされるデータは、除いています。また、C地域については、取引が少ないため公表しません。）
 - 2 この農地賃借料情報は、農地法第52条に基づき実勢賃借料の集計資料を毎年公表するものです。
 - 3 生産調整との係わりは、貸主・借主の双方で十分に話し合ってください。
 - 4 土地改良区の賦課金についても、貸主・借主の双方で十分に話し合ってください。

※農地区分については、下の表を参考にして下さい。

上記の農地賃借料情報は、目安としてお示しするものです。
それぞれの契約に当たっては、お互いの十分な話し合いの上で決めてください。

参考（なお、基準単収の区分と照し合せてください。）

農地区分	地 区	集 落 名
A地域		B、C、D地域以外の集落
B地域	旧 市	通町一、通町二、上野町
	万 世	刈安、梓山二、梓山三、梓山四、梓山五、桑山一、桑山二、牛森、立沢
	山 上	中島、海老ヶ沢、坊住、関根下、関根中、関根上、三沢、小峽、戸板、松原
	南 原	坂ノ下、下三角、中三角、上三角、八ヶ代、坂下、五ヶ町、笹野一、笹野二、芳泉町、諸仏
	三 沢	赤芝、西下、笹原、小野川入、小野川中、小野川下、東下、西中、西入、東側、下ノ町、上ノ町、下中原、上中原、紙漉、神原、館山
	六 郷	西藤泉二
	上 郷	上谷地、野際、東屋敷、木和田
C地域	万 世	梓山一
	山 上	赤崩、赤崩入、大沢、大小屋、市野々
	南 原	立石、道神、小白布、中関、関町、市布、宮ノ前、東下組、東中組、東上組、大平
	三 沢	東上（東中、東入）入下
D地域	南 原	杉ノ下、竜田、大白布

米 沢 市 農 業 委 員 会 （ ☎ 22-5111 内 線 5602～5604 ）

米沢市単独補助事業について

米沢市が独自で実施している補助事業を御案内します。詳細については、市農政課の各担当までお問合せいただき、ぜひ御活用ください。

園芸生産振興事業

対象者：①認定農業者 ②認定農業者になる見込みのある人
③①・②を含んだ3戸以上の農家からなる組織(規約のある組織)

対象事業：市が定める高収益作物を栽培するため行う事業
(種苗購入、施設整備、共同利用機械の購入、資材購入等)

補助率：補助対象経費の1/3以内(上限100万円)

その他：個人での機械購入、施設や機械の単純更新は対象外。

担当：農政課 農産担当



未来を拓く農業支援事業

対象者：①農林業者で組織する団体 ②認定農業者
③本市に住所を有する創業者
④本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
⑤農業後継者(概ね45歳以下) ⑥認定新規就農者(予定者を含む)

対象事業：新規作物導入事業、新商品開発事業、販売促進・販路拡大事業
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業
先端技術活用支援事業※

補助率：補助対象経費の1/2以内(上限100万円 ※は50万円)

その他：合計20万円以上の経費(事業費)であること

担当：農政課 農政担当



畜産経営支援事業

対象者：認定農業者 または畜産農家2戸以上で構成する集団

対象事業：①自給飼料生産拡大を図るための機械の導入(播種機、モア 等)
②生産性の向上、作業の省力化を図るための畜舎環境の整備や
機械の導入(堆肥舎周辺の整備、遮光ネットの設置 等)

補助率：①補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

②補助対象経費の1/3以内(上限20万円)

担当：農政課 米沢牛振興室 畜産担当



紅花収穫支援事業

紅花収穫のための臨時雇用に係る費用の一部を助成します。
紅餅や乱花の出荷にご活用ください。

✓対象者

- ①本市において紅花を栽培し、紅餅又は乱花を生産し出荷販売を営む個人又は団体
- ②本市において新規に紅花を栽培し、紅餅又は乱花を生産し出荷販売を営む計画を持つ個人又は団体

✓補助内容

補助金の額は、紅花収穫に必要な臨時雇用に係る費用に対して、労務時間1時間あたり400円を交付します。
臨時雇用1人あたりの労務時間に対する補助の対象時間は20時間までとします。

✓その他条件

前年度より生産面積を増加する必要があります。
令和5年度事業のため、予算の成立は3月議会の承認を得る必要があります。また、予算に限りがございますので、紅花栽培を計画される場合は、播種前までに下記担当までご連絡ください。

担当：農政課農産担当

令和4年度米沢地域農業再生協議会会員

[会員]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	米沢市	市長	中 川 勝	会長	関係機関・団体等
2	山形おきたま農業協同組合	米沢地区総括理事	大 竹 茂	副会長	関係機関・団体等 生産調整方針作成者 農地利用集積円滑化団体
3	米沢市農業委員会	会長	伊 藤 精 司	副会長	関係機関・団体等
4	米沢市農業振興組合長会	会長	安 部 憲 一	監事	関係機関・団体等
5	米沢市認定農業者会議	会長	手 塚 隆		関係機関・団体等
6	おきたまとも補償米沢地区事業推進協議会	会長	菅 野 英一郎		関係機関・団体等
7	米沢市大豆産地品質向上安定推進協議会	会長	佐 藤 政 和		関係機関・団体等
8	米沢牛振興協議会	会長	鈴 木 英 行		関係機関・団体等
9	山形県酪農業協同組合	理事	伊 藤 芳 昭		関係機関・団体等
10	米沢市野菜振興協議会	会長	椎 野 良 一		関係機関・団体等
11	米沢地区花き振興会	会長	相 田 憲 章		関係機関・団体等
12	米沢稲WC S 組合	組合長代理	工 藤 健一郎		関係機関・団体等
13	米沢 D C 組合	組合長	小 関 敏 弘		関係機関・団体等
14	J A 山形おきたま農政対策米沢地区本部	地区本部長	大 竹 茂		関係機関・団体等
15	J A 山形おきたま米沢地区青年部	委員長	相 田 哲 郎		関係機関・団体等
16	J A 山形おきたま米沢地区女性部	部長	長谷部 とみ子		関係機関・団体等
17	J A 山形おきたま米沢直売所愛菜館出荷組合	組合長	長谷川 静 夫		関係機関・団体等
18	一般消費者		樋 渡 由 美		関係機関・団体等
19	米沢平野土地改良区	理事	木 村 正 勝		関係機関・団体等
20	山形県農業共済組合	理事	鈴 木 巖		関係機関・団体等
21	大規模経営農業者		我 彦 正 福		個人農業者
22	大規模経営農業者		渡 部 博 雄		個人農業者
23	米沢米肥株式会社	代表取締役社長	小 林 俊 郎		生産調整方針作成者
24	我妻商店	代表	我 妻 正 昭		生産調整方針作成者
25	有限会社市川商店	代表取締役	市 川 栄 市		生産調整方針作成者
26	有限会社山形川西産直センター	代表取締役	平 田 勝 越		生産調整方針作成者
27	株式会社井上商店	代表取締役	井 上 齋		生産調整方針作成者
28	有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	代表取締役	北 澤 正 樹		生産調整方針作成者

[オブザーバー]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	東北農政局山形県拠点経営所得担当	総括農政業務管理官	後 藤 聡		
2	置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	高 橋 礼 二		
3	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	長 岡 正 三		

